

ニュースレター



34号 2019. 10. 30

はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

謹んで台風19号被害のお見舞いを申し上げます。「命を守る行動をとってください」「これまで経験したことのない大雨」など気象庁から発表される言葉も度々耳にするようになり、荒れる自然の脅威を感じています。被害に遭われた方のことを思うと心が痛みます。一日も早く復旧できることをお祈りします。

どこでどんな災害が発生するかわかりません。私たちも今一度自分の住んでいる地域性を確認して、職員とできる限りの状況を想定して対策を検討しておきましょう。

さて、2019年度も後半になりました。子ども・子育て会議では、「新制度施行後5年の見直しに係る検討」を行っています。家庭的保育については、認可事業としてよいサービスの提供ができ、安定した運営となるために自園調理の実現のための支援策、連携施設の在り方などについてです。

本協議会では、新制度が施行された2015年度から家庭的保育事業者として、どのように取り組んでいけばよいのか、毎年テーマを決めて一步一步進めてきました。今年度のテーマは、「自己評価を通して保育の質の向上を図り、家庭的保育の認知度を高めよう」です。私の保育室でも、5月のセミナーを参考に、チェックリストを職員一人ひとりが確認し、それを全体で話し合いました。同じ項目でも人によって捉え方が違うこと、みんなが気になっていたこと、今後取り組んでいきたいことなど色々なことがわかり、課題や取り組みの方法といったことを相談できました。

それだけでもほんの少し保育の質は上がったはず。保育の振り返りは保育の質を高めるためにとても分かりやすく、チェックリストを活用することにより、職員全員が同じ基準をもとに振り返ることができるのでより具体的になります。新制度施行後5年となる今年度、是非とも保育の振り返りをしてみましょう。

また、本協議会では会員同士のネットワークの強化を図っています。会員交流会やイベント「いっしょにあそぼ!」、新情報連絡会などで情報を提供したり意見を交換したりしています。最近では、随分、交流が全国的になってきました。神戸市の会員が「赤ちゃんホーム」で0歳児だけを保育している様子を合研でお話してくださいました。会員の中にこんな素晴らしい保育をしている方がいらっしゃることを知り、嬉しく思い励みにもなりました。会員の交流を通して保育の質は高められます。

新制度施行後5年、それぞれの家庭的保育室の保育の質は高められていますか? 小さな規模の家庭的保育です。個々の力、一つひとつの保育室のレベルアップが家庭的保育全体の質の向上です。引き続き安全で安心のできる家庭的保育を提供していきましょう。これから開催される会員交流会や新情報連絡会などもどうぞ参加ください。会員みんなで家庭的保育の質を高めていきましょう。

- ◆1P はじめに
- ◆2P~3P 国の動き
- ◆4P~6P 第51回合研報告・感想
- ◆7P 現任研修実施状況報告
- ◆8P 「いっしょにあそぼ」 in 秦野市
- ◆9P~10P わたしの保育 山形市・木津川市

- ◆11P 地域の取り組み・川崎市
- ◆12P 事業主 はじめの一步⑫
- ◆13P 家庭的保育のひろば⑤
- ◆14P 事務局からのお知らせ



国の動き⑪

子ども・子育て会議について

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋昌子

子ども・子育て会議は、第44回（8月29日）、第45回（9月27日）、第46回（10月10日）が開催されました。主な審議内容は「新制度施行後5年の見直しに係る検討について」です。

家庭的保育に関する項目

5 (2) 保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育研修の受講要件の柔軟化

家庭的保育者も保育補助者も保育士であっても研修受講は必要であると考えています。保育補助者については一定の条件を満たす場合には受講時期を柔軟化し、雇用後に直近の研修受講で対応できるようにしてほしいと、本協議会から提案してきた事項です。家庭的保育は地域に根ざした保育であり、潜在保育士が復職しやすい職場であることから柔軟化はよい効果につながると思います。

国から第 46 回に示された今後の方向性（案）は、「保育士資格所有者が家庭的保育や小規模保育事業 C 型に従事するに当たり受講する家庭的保育研修については、受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講じることとしてはどうか。」と示されており、賛同しました。

5 (3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5 年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策

居宅で家庭的保育を実施している事業者には、ハード面などの理由で自園調理に対応できない場合が多いため、外部搬入などの方法を進めていくことも必要だという意見を述べました。

国から第 46 回に示された今後の方向性（案）は、「家庭的保育事業における自園調理の実施については、経過措置の延長や補助事業が利用可能であることを、事業者団体での講演や自治体の担当者会議において、周知・説明を行うこととしてはどうか。」というものです。本協議会でも今後、自園調理以外で有効な方法を取り入れている事例などを収集する必要があるように思います。

5 (5) 連携施設制度の在り方（連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など）

連携施設の確保は事業者だけの力だけでは難しく、自治体の関与が必要であることを子ども・子育て会議では繰り返し伝えてきました。特に家庭的保育では、代替保育の役割は大きく、連携施設がないことで休みが取れない保育者もいます。国が行った調査（2018）の結果でも、連携施設による「代替保育の提供」が確保できていない保育者が4分の1います。これでは研修が受けられない、休みが取れないということになるので、経過措置期間中に自治体の関与によって速やかに連携施設が設定されるようお願いしたいということや、成功事例の紹介が必要であることを述べました。

国から第 46 回に示された今後の方向性（案）は、地域型保育事業の卒室時には、優先利用が可能となるため、先行利用調整のような対応策を活用して、卒室後の受入先確保を促進することや、連携施設の設定状況や、延長された経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うことなどが提案されています。

経営実態調査の結果（速報値）

第 46 回子育て会議では、6 月末～7 月末に実施された経営実態調査の結果（速報値）についての報告がありました。一つ気になったのは、家庭的保育の収支差割合が他の保育事業よりも高いことです。この傾向は地域型保育事業に共通するものですが、少人数での保育の場合、受け入れ人数一人が大きく影響すること、定員が満たない場合でも、保育補助者は確保しておかなければならないことなどを意見として挙げました。他の委員からも同様の発言があり、このことは理解されたと思います。今後、より詳細な結果が出てくると思いますが、引き続き実態を伝えていきたいと思っています。

事業の種類	H27.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在
家庭的保育	926	958	926
小規模保育	1,655	2,429	3,494
A 型	962	1,711	（未調査）

事業の種類	H27.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在
家庭的保育	926	958	926
小規模保育	1,655	2,429	3,494
A 型	962	1,711	(未調査)
B 型	572	595	(未調査)
C 型	121	123	(未調査)
居宅訪問型保育	4	9	12
事業所内保育	152	323	461

なお、第44回会議で「地域型保育事業の認可件数」を示す資料が配付されました(表参照)。家庭的保育事業は同程度の事業数で推移していることがわかります。

教育・保育施設における重大事故に関して

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会会長 鈴木道子

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和元年）」が8月29日に公表されましたのでご報告します。年次報告では、各年の「教育・保育施設等における事故報告集計」を用いて傾向を分析し、主に死亡事故について、地方自治体が行った検証報告のヒアリング等を踏まえて、事故の傾向分析や死亡事故防止のための注意喚起事項を取りまとめて公表されています。

平成 27 年から平成 30 年までの死亡件数は 44 件あり、施設別に見ると、「その他の認可外保育施設」が最も多く 26 件、次いで「認可保育所」の 11 件、「幼保連携型認定こども園」、「家庭的保育事業」は各 2 件、「小規模保育事業」、「病児保育事業」、「地方単独保育施設」が各 1 件でした。

平成30年における死亡事故9件のうち病死1件を除く8件は、いずれも0歳・1歳児の睡眠中の事故です。睡眠中の事故、発見時の体位がうつぶせ寝、施設への預け始めの時期、保育者が他の業務を行っており当該児をみていなかったなど、過去に発生した事故と同様の状況が見られています。年次報告では、事故が繰り返し起こる要因として、依然として子どもの安全を最優先とする意識の徹底が不十分であること、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が必ずしも現場の職員まで行き渡っていない、あるいは行き渡っていても各職員が内容をよく認識していないということなどが考えられるとして、再度、周知徹底が求められています。

平成 27 年から平成 30 年までの間に、家庭的保育については、利用児童が他の保育施設と比較して少ない中で 2 件もの死亡事故が起きていることを重く受け止めなければなりません。マニュアル整備の徹底、職員全体での確認と訓練、保育者間の役割分担、健康観察チェック表を活用しての睡眠中の健康観察等の取り組みを是非職員全員で見直してください。

「かけがえのない子どもたちの命を守る」ことは、家庭的保育者としての使命であることを改めて自覚しましょう。

■神戸市の「赤ちゃんホーム」

理事長の水嶋さんより、神戸からは是非、提案者として発表して欲しいとの依頼が有り、同じ「赤ちゃんホーム」の家庭的保育者である北口さんと二人で、「合研って何だろう？」から始まり、分科会で提案する内容を考えながら原稿をまとめていきました。

まず、神戸市の「赤ちゃんホーム」が58年の歴史がある事を知ってもらいたいと思いました。家庭的保育事業に移行後は、家庭的保育全国連絡協議会に加入し、ニュースレターを通じて全国の仲間を知る機会を得て力をもらっている事や、さまざまな情報を知る事で、問題意識を持ち得た事などをお話させていただきました。そして、生後7週目から入所して来る子もいる「赤ちゃんホーム」では、生まれたての命の健やかな成長を願い、節目節目の成長を保護者と一緒に喜んでいる日々の様子などを二人で発表しました。

今回初めて分科会に参加して、家庭的保育者や研究者などがハードな仕事をされながら「家庭的保育全国連絡協議会」を支えておられる事を知りました。

また、全国の仲間が家庭的保育ならではのきめ細かい保育、地域につながる保育をされている熱い熱い想いを聞き、とても感動いたしました。地域によって運営面での差がある事なども知り、考えさせられました。

愛知合研に参加して、知ることの大切さを改めて学び、頑張っている沢山の仲間にも力をもらい、とても貴重な経験をさせていただきました。

来年度も、沢山の方々が参加されることを是非是非おすすめいたします。

(兵庫県神戸市 平岡赤ちゃんホーム 平岡深雪
北口赤ちゃんホーム 北口文子)

■連携園との関係について

今年の合研開催地は名古屋でした。暑さの厳しい中、今回は提案者として参加させていただきました。お話を聞く立場だった昨年とは違い、提案者になると何カ月も前から用意することもありましたが、普段の保育ではできない貴重な経験ができたと思っています。

私は、連携園との関係について提案させていただきました。大津市では平成27年の認可になる時に、民間園と連携したいという家庭的保育事業者以外は、市から斡旋してもらい、全室が公立の

保育園と連携園の契約ができています。連携の3要件を満たした連携契約書ではありますが、実際の連携の内容にはばらつきがあり、他都市の充実している連携内容とはほど遠い現状です。

国の示した内容で中身の充実を図りながら連携している、という他都市の話もお聞きすることができ、大津市地域型保育連絡会に持ち帰りしました。

ややもすれば日々の業務に追われ疲弊し、閉鎖的な保育になりがちですが、今の保育をもっと良くしたいならば、各地域の保育室の様子を聞き、情報は自分でつかみに行くべきだと実感させられました。毎年この合研の場ならではの交流だったり、意見交換だったりを楽しみに参加しています。

また機会がありましたら、合研に参加して行きたいと思います。

(滋賀県 大津市

小規模保育室あすなろ大江由香)

■家庭的保育で実現したい、

きめ細やかな子育て支援

全国各地で毎年開催される合研は、保護者や保育者など保育や子育てに関わるさまざまな方々が全国各地から集まり、保育・子育て・社会問題に関して学び合う大規模な集いです。参加する度に、子育てに真剣に向き合い、活動していることを熱気の中に感じ、活力をもらうことが出来ます。来年は福島県で行われるとのことで、ぜひ参加したいと思って帰ってきました。

今回は、参加4回目にして、分科会で提案する機会をいただきました。家庭的保育の現状と課題の中で、保護者支援の難しさと、支援が必要な家庭への子育て支援の取り組みと今後の課題について提案いたしました。

保育の成果は、すぐに目に見える結果としては現れないものです。特に、乳幼児期の愛着関係を育むことが、人として成長するための土台作りだと思います。同じ地域に住んでいる家庭的保育者なら、身近に子どもと保護者に寄り添いながら、あたたかく子育てを応援できるのではないのでしょうか。

まだまだ保育を取り巻く課題は沢山ありますが、乳幼児の保育に適している少人数の環境で、個々の成長にきめ細やかに対応できる家庭的保育室が、地域の中で多くの人に認知していただく活

動も広げていきたいと思います。

合研では多くの方の活動内容やご意見を聞く機会があり、人と人とのつながりの重要性を学ぶ、とても良い機会になりました。

(東京都国分寺市 藤田家庭保育室 藤田明美)

■合研に初めて参加して

今回、初めて合研に参加しました。全国から本当にたくさんの保育士や保育関係者の方、保護者の方が参加されていて驚きました。

1日目は、全体会の終り頃に到着したため参加することができませんでしたが、たくさんの保育グッズや保育に関する本の販売があり、それを見て回るだけでも楽しかったです。保育室の子どもたちの喜ぶ顔を想像して、思わず保育グッズを購入してしまいました。

2日目の分科会では、家庭的保育の現状と課題について学ばせていただきました。午前中は3組の方の提案があり、それぞれの保育室での取り組みやそれぞれの地域での行政との関わりについて聞きました。午後からは午前中の提案の中にもあったいくつかの課題を出し合い、全国の家庭的保育の保育者の方々と情報を交換することができました。

補助者の雇用・経営安定のための補償、連携保育園について、地域によってこんなにも差があり、それぞれの地域での行政との関わり方やどのようにしているのか、ということを知りました。また、家庭的保育の良さをどのようにすれば認知してもらえるのかについて、各保育室でどのように宣伝されているのかを聞くことが出来たり、連携園や地域との交流についても各保育室の取り組み方を聞いたりすることが出来ました。

盛りだくさんの情報でしたが、すべてをすぐに取り入れるのは難しいので、少しずつでも自分の保育室でできることを取り入れ、日々の保育が豊かになるようにしていきたいと思いました。

(滋賀県大津市 にじいろ保育室 田中実範)

■新しいつながりができた合研

私は、20回大会から毎年欠かさず参加してきましたが、「家庭的保育の現状と課題」の分科会に参加したのははじめてでした。おそらく今後も参加することはないかもしれませんが、今回同じ神戸市から「赤ちゃんホーム」の先生方が初参加

で提案してくださるということで楽しみにしていました。

私自身は、27年間210名定員の私立保育園につとめてきましたので、小規模の保育園や「赤ちゃんホーム」のことはあまり知りませんでした。2015年から始まった「子ども・子育て支援新制度」で認可された時から、「赤ちゃんホーム」の先生方とつながることができました。

何と言っても、制度のない中、就業中の預け先に困っている保護者の赤ちゃんをあずかり、見守り、大切に大切に育てられている先生方の丁寧な保育から学ぶことがあり、感謝せずにはいられなかったです。マンモス園に勤め、傲慢で雑な私の保育を振り返り反省しながらも、自治体格差がはっきり見える分科会で、日本の制度の低さに沸々と怒りがわいてくるばかりでした。

分科会で発言したことで、同じ兵庫からはじめて参加された先生から声をかけていただき、「ちいさいなかま」の読者にもなってもらえたので、新しいつながりができ心強く思っています。

それにしても、ひょっとしたら、365日24時間が保育のような毎日を送られている全国の家庭的保育室の先生方は、いつ休まれているのでしょうか。私自身、体調をくずして泣く泣く退職したので、課題を投げかけて午後は失礼する形となりましたが、長年、運営側でこの分科会を支えていただいている先生方にも心から感謝したいです。

合研は、全国から集ってそれぞれの日々を語り合い、持ち帰り、自治体に訴え確かなものにしていく、また「ちいさいなかま」は、それが日々身近に感じられる手段だと、合研・「ちいさいなかま」の偉大さをあらためて実感できる分科会でした。本当にありがとうございました。

(兵庫県保育所運動連絡会 朝倉ユミ)



2019 年度家庭的保育現任研修 実施状況報告

2019 年度の現任研修は 7 月からスタートし、10 月までにすでに 6 講座終わりました。各講座の様子を、参加された方の感想なども交えて、紹介します。

7 月 20 日(土)午前の講座 1「家庭的保育の認知を高める情報提供のあり方を考える」(尾木まり)では、家庭的保育の認知を高めるための取り組みについての情報交換を中心に進めました。自治体単位で家庭的保育の紹介の地図付きチラシを作っているところも複数見られ、家庭的保育者が協力し合って作成したとのことでした。

午後の講座 2「アクションカードを使用した新しい救急危機管理」(橋口尚幸先生)では、緊急事態が起こったときにその場にいる人がアクションカード(指示手順書)を活用しながら、役割分担して対応する方法を、DVD、シミュレーションとモニタリング、ゲームなどを交えながら、楽しく学ぶ機会となりました。参加者の感想には、「準備&継続」のキーワードがたくさんあげられていました。

9 月 1 日(日)午前の講座 3「家庭との連携と子育て支援」(水枝谷奈央先生)では、家庭との連携、保護者支援の技法を取り上げ、グループでの話し合いやロールプレイを通して学びました。「いろいろな対応の仕方が参考になった」、「実践を振り返ることができた」、「グループ討議が有意義だった」などの感想があげられました。

午後の講座 4「保育現場における虐待をどのように防止するか」(澁谷昌史先生)は難しいテーマですが、保育現場での虐待とはどのような行為を指すのか、そしてどのように防止することができるのか、一度は取り上げておきたいテーマでした。虐待が起こりにくい環境づくりについてグループごとで話しあった結果には、家庭的保育者も職員も気づいたことを話しあえる環境づくりや、複数でのゆとりある保育、保育者の心身の健康などがあげられました。

10 月 6 日(日)は京都での開催です。午前の講座 9「家庭的保育の安全講習会」(鈴木道子)は、年に一度気持ちを引き締めるために参加するという方も一定数います。今回は、「家庭的保育の安全ガイドライン改訂版」の改訂のポイントを中心に進めました。

午後の講座 10「子どもと養育者の育ち合い保育」(橋詰啓子先生)は、最近の研究で明らかにされている赤ちゃんの世界や乳児保育の環境づくり、演習を取り入れながらのあっという間の 3 時間でした。続編を希望する声も多いなか、環境づくりの大切さを改めて認識する機会になりました。

(研修事業部)



いっしょにあそぼ！ in 秦野市



開催日時&場所：令和元年9月21日（土） 9：30～11：30 秦野市保健福祉センター

参加人数：親子 33 組（76 名）（秦野市 おかのうえ保育室 瀬戸美千子）



開催決定までの道のり

去年の2月に、秦野市家庭的保育室単独で『あそぼう会』を開催しました。参加者はたったの2組。家庭的保育室の良さを十分にアピール出来なかったことが残念でした。そこでもう一度挑戦したいという思いから、「是非秦野市で開催させてほしい！」と協議会に申し出ました。



開催までの準備期間

たった2カ所の保育室（スタッフ総勢10名）で6月から企画準備を始めました。簡単に決まるだろうと思っていた会場決めには思いがけず苦労しました。水嶋理事長に相談すると、「はじめは大変だけれど頑張った分だけ結果はついてくる」と励まされ、諦めずに交渉を続けたおかげで第一候補の会場に決まりました。

広報活動は、見る側（小さな子どもの家庭）を常に想像しながら、ポスターの色、文字、内容の簡素化などに考慮しました。よく目にする地域紙への取材の依頼や市の広報、小さな子どもがいる家庭はどのような場所を利用のかなどにスポットを当て、相手側に立った企画を心掛けました。

遊びは手作りのものにこだわり、保育室の子どもたちに実際に手に触れて遊んでもらいながら、問題点を挙げて改良を重ねていきました。スタッフ同士、様々な意見を出し合いました。参加者皆に喜んでもらいたい！そのために良いものを作っていこう！という思いから一致団結出来たと思います。



当日は子どもの笑顔が溢れ

家庭的保育者の人数も少ない為、当協議会に応援を依頼し、事務局員7名にお手伝いいただきました。パネルシアターや各コーナーは子ども達の笑顔が溢れ、喜びと安心感で満たされた会場となりました。



開催を終えて経験を力に

アンケートでは、家庭的保育室について「見学してみたい」「もう少し知りたい」といった回答を13名からいただきました。その他、「いろいろな遊びができたので、またやってください」「手づくりおもちゃがとてもかわいかったです」「うちの子のような内弁慶の子にはありがたい施設です」などご意見・感想をいただき、今後の秦野市の家庭的保育室周知と、保育の更なる質の向上に向けて一層努力していきたいという意欲が湧いてきました。

今回の「いっしょにあそぼ！」では、NPO の事務局からの全面バックアップとスタッフとの信頼関係で、「少ない人数でも素晴らしい会が出来るんだ！」という自信に繋がりました。

最後に秦野市「いっしょにあそぼ！」の開催にあたりご支援、ご協力いただいた全ての皆様に心より感謝申し上げます。



わたしの保育

山形市家庭的保育ルーム庵そら 柴田良子

平成 22 年に開所し今年 7 月で 10 年目に入りました。はらはらドキドキしながらスタートした日を、今でも鮮明に思い出します。10 年間の時間で子ども達から、いろいろな事を学びました。

「人を認め信じて関わる事」

58 年の私の人生で、今ほど充実している時はありません。子ども達には、私の自宅、好きな風景環境を提供し、今後も五感の発達と感性の育成に努めると共に、親になって日の浅い保護者の方々の良き理解者でありたいと常々思っています。保育補助者 3 名・調理員 1 名の職員と子ども達が、庵そらで同じ時を共感共存し楽しく安全に、美しいことに感動できる心を養っていききたいと思います。



春



新年度スタート、関わり方がわからず少し神妙な表情を浮かべています。

近所の方からの大きな笹竹のプレゼント。
旧暦の七夕まで飾ります。



夏

↑水あそびで涼をとります



外遊びの道具は、子ども達の発想でいろんな物に変身します。

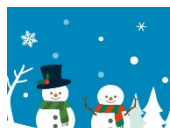


秋



ドラムは、クロスを掛けてテーブルになったり、穴にいろんな物を投入したり、並べて昇ったり歩いたり…

冬



雪遊び、屋根から落ちる雪の音、
晴れ渡った空、澄んだ空気の中で、
春を待ちます。



わたしの
保育

地域の中で育つ思いやりの保育

京都府木津川市 家庭的保育室
NPO 法人うち保育室 sora 武田真由美

◇保育室を開設するまでの道のり

幼い頃からの夢が叶い、結婚、出産後も保育士として働く事にやりがいを感じていた中、息子が発達障害の診断を受け、色々な事を乗り越えながらたくさんのことを学ぶ機会がありました。加配保育士としても働いてきましたが、個別に配慮を必要とするお子さんの援助は、どんなお子さんにとっても大切な事であると改めて感じ、障害の有無に関係なく仲間を助け合うことの大切さを子どもたちに伝えながら保育を行うことを心がけてきました。そうした中、思いやりで溢れている子どもたちの姿を見て、人格形成に大切な乳幼児期の保育の重要性を実感し、家庭的な雰囲気の中で行う保育が魅力の一つである、家庭的保育の制度を勉強して、37歳の時に保育室の開設を目指しました。市内で第1号だった為、ゼロからのスタートで大変なこともありましたが、地域の方々に支えられて、2018年開設から2年目を迎えることが出来ました。



◇出会いは宝

保育室の開設に至るまで、職員や子どもたちを思う地域の方々やたくさんの仲間に出会えたこと、教え子の子どもたちや保護者の方々、息子の誕生を含め、それが全て保育室の宝となっています。

地域の団体の方々と連携しながら保育室の行事を一緒に楽しんだり、運動教室や豊かな自然の地域ならではの、地産地消を大切にしたい食育活動も積極的に行い、保育室の方針や特色としています。

これからも、地域の中で子どもたちが笑顔で楽しく過ごし、どんなお子さんも思いやりの溢れる環境の中で、心身共に健やかに成長できるよう保育室の役割を活かしていきたいと思えます。



事業主 はじめの一步⑫



年次有給休暇 Q&A

Q1 有給休暇の取得は拒否できるか？

有給休暇は従業員が「この日に有給休暇を取りたいのですがよろしいでしょうか？」と承認を得るものではなく、原則従業員が「この日に有給休暇を取ります」と申請し受理するだけの仕組みで、取得を認める、認めないという考え自体存在しません。

Q2 有給休暇の時季変更権とは？

事業主は従業員が請求した日に有給休暇を与えなくてはいいませんが、事業の正常な運営を妨げる場合においては他の日に変更することができます。他の従業員と同じ日に申請があって他の者を補充できないとか、その従業員でなければできない重要な業務があったりした場合、他の日に変更することができます。これを時季変更権と言います。

Q3 有給休暇の目的とは？

有給休暇の本来の目的は、身も心もリフレッシュして引き続き業務に精を出してもらうことです。有給休暇をどのように使うかは従業員の自由です。従って、届け出に理由を書かせたり干渉したりすることはできません。

Q4 当日の朝、有給で休みたいと言われたら？

労働基準法上は、従業員による年次有給休暇の申し出は、前日までに行うこととされています。当日の申し出は拒否して欠勤扱いにして構いませんし、有給休暇で処理しても良いのです。ただ、業務全般と一緒に仕事をしている周りの人達にも迷惑をかけてしまうことになりますので、有給休暇の取得方法について細かく決めておくことが得策です。

Q5 アルバイト・パートに有給休暇日数を通知しなければダメか？

決まりはないですが、違反にならなくともできるだけ通知しておくことが無難だと言えます。有給休暇について就業規則に明記する事、労働者の目につく所に掲示する事などが定められています。有給休暇があるという事実を把握できる状況を作りましょう。

Q6 個人事業主に有給休暇はあるか？

有給は労働基準法で労働者に付与することが決められていて、「労働者」とは職種を問わず、事業もしくは事務所に使用され、かつ賃金を支払われている者の事を指します。個人事業主は個人で事業を営む立場にあるため、労働者に該当せず労働基準法も適用外となります。ただ、自治体によっては様々な対応があるようです。

Q7 有給の時効は？

付与されてから2年が経過すると時効となり消滅します。管理を怠らないように注意が必要です。

Q8 退職時に一気に有給消化を求められたら？

退職時に残りの有給休暇をすべて消化して辞めたいと言われれば拒否できません。普段から有給休暇について従業員に周知しておくことが大切です。周知だけでなく、計画的な消化促進を目指しましょう。

(和田朝美)

NL34 号発行に向けてご協力頂いた皆様、ありがとうございました。(長田京子)